

令和5年7月25日招集

令和5年 第7回

東根市農業委員会定例総会議事録

東根市農業委員会

## 令和5年第7回東根市農業委員会定例総会議事録

1. 令和5年第7回東根市農業委員会定例総会を東根市役所 401・402 会議室に招集した。

1. 令和5年7月25日（火） 午前10時00分開会

1. 出席委員は、次のとおりである。（17名）

1番 大江 正好	2番 本田 勝彦	3番 門 脇 功
4番 東海 林光輝	6番 寒河 江一浩	7番 庄子 裕 絵
8番 高岡 貞雄	9番 仲野 孝藏	10番 石山 一 穂
11番 吉田 好春	12番 岡田 邦弘	13番 栗原 洋幸
14番 阿部 昇	15番 大内 恒一	17番 岡田 和敏
18番 瀬野 幸太郎	19番 菅原 繁治	

1. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名  
第 2 会期の決定  
第 3 諸般の報告  
第 4 報第10号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について  
第 5 報第11号 農地の転用の例外確認申請について  
第 6 議第35号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
第 7 議第36号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
第 8 議第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
第 9 議第38号 農用地利用集積計画について  
  
第 10 農地あっせん委員会の報告  
第 11 農地転用委員会の報告  
第 12 地区委員会の開会及び報告

1. 事務局出席者は、次のとおりである。

事務局長	岡田 正樹	農政主査兼係長	松岡 義朗
農政係長	後藤 美智子	主任	杉浦 ひとみ

1. 議 長 農業委員会会長 菅原 繁治

## 1. 議事の顛末

### 【議長】

只今から、令和5年第7回東根市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会に欠席の届出ありました委員は、5番 高岡茂雄委員であります。

従いまして、出席委員の数も定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

13番 栗原洋幸委員、14番 阿部昇委員、以上2名の委員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定でありますがお諮りいたします。農業委員申し合わせ事項第7項により、会期を本日限りにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日一日限りに決定いたします。

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

第6回定例総会後の農業委員会事務処理等の内容は、別紙お手元に配付している資料のとおりでありますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第4、報第6号農地法第5条第1項の規定による許可の取消願についてから、日程第9、議第38号農用地利用集積計画についてまでの、2報告と4案件を一括議題といたします。

これより議案の説明を求めます。岡田事務局長。

### 【岡田事務局長】

それでは、令和5年、第7回東根市農業委員会定例総会、議案書に基づき、その内容について、ご説明いたします。1頁をお開き下さい。

今月の農地法第5条第1項の規定による許可の取消願は1件です。

報第10号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について

別紙土地に係る農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について受理したので、本会に報告するものであります。2頁をお開き下さい。

農地法第5条第1項の規定による許可の取消願、

許可年月日：令和5年4月14日、指令番号：指令村総農振第11号。土地の所在：大林一丁目●●●●、地目、登記簿：畑、現況：畑 地積：324㎡。譲渡人住所氏名：東根市大林一丁目●●●● ●●●● 職業：会社員。譲受人住所氏名：東根市神町北三丁目●●

●● ●●●● 職業：会社員。取消願年月日：令和5年6月30日、取消願理由：建築資材等の高騰により、予定した金融機関からの融資額を超える資金が必要となり、資金繰りが困難となったため。取消願の受理年月日：令和5年6月30日であります。3頁をお開き下さい。

今月の農地の転用の制限の例外確認申請は1件です。

報第11号 農地の転用の制限の例外確認申請について

別紙、土地に係る農地の転用の制限の例外確認についての申請があったので、農地法第4条第1項第8号の規定により県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものであります。4頁をお開き下さい。

農地の転用の制限の例外確認申請関係

受付番号2番、申請者住所氏名：東根市宮崎一丁目●●●● ●●●●。転用しようとする土地の表示、土地の所在：宮崎三丁目●●●●、地目：畑 面積：511㎡の内59.96㎡土地の所有者：●●●●。転用の理由：農機具用倉庫を設置する 所要面積：農機具用倉庫59.96㎡。5頁をお開き下さい。

今月の農地法第3条の許可申請は、1件です。

議第35号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の議決を求めるものであります。6頁をお開き下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、所有権移転

受付番号61番 土地の所在：大字蟹沢字殿原小路●●●●。地目、登記簿：田、現況：畑、地積：254㎡ほか1筆、譲渡人住所氏名：河北町西里●●●● ●●●●。事由：労力不足、経営面積：23a。譲受人住所氏名：東根市大字蟹沢●●●● ●●●●。事由：空き家に付随、経営面積：0aであります。

農地法第3条総括表（所有権移転）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。7頁をお開き下さい。

今月の農地法第4条の許可申請は、1件です。

議第36号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

農地法第4条第1項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。8頁をお開き下さい。

農地法第4条第1項の規定による、許可申請関係

受付番号4番 土地の所在：中央三丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地積：161㎡。申請人住所氏名：村山市大字富並●●●● ●●●● 職業：無職。転用後の主要目的：一般住宅、駐車場、家庭菜園、通路他。所要面積計が161.65㎡。備考として、実測

面積であります。

農地法第4条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。  
9頁をお開き下さい。

今月の農地法第5条の許可申請は、7件です。

議第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

農地法第5条第1項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。10頁をお開き下さい。

農地法第5条第1項の規定による許可申請関係

受付番号41番、土地の所在：中央三丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地積481㎡の内190.80㎡。譲渡人（貸し人）住所氏名：東根市中央三丁目●●●● ●●●●。職業：無職、譲受人（借り人）住所氏名：東根市中央三丁目●●●● ●●●● 職業：会社員。転用後の主要目的：一般住宅、駐車場、雪捨場、通路他。所要面積計が190.80㎡備考として使用貸借権設定、実測面積であります。

以下、受付番号42番から11頁の受付番号47番までの6申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第5条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。  
12頁をお開き下さい。

ただいま説明いたしました、例外確認申請、農地法第4条及び第5条の申請箇所を示す、位置図でありますので、参考にさせていただきたいと思っております。13頁をお開き下さい。

今月の農用地利用集積計画案件は、3計画です。

議第38号 農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定に基づく、別紙土地に係る東根市農用地利用集積計画について、本会の決定を求めるものであります。14頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、所有権移転です。

受付番号43番 土地の所在：大字長瀬字沼袋●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地積：2,063㎡。売人住所氏名：東根市大字長瀬●●●● ●●●●。買人住所氏名：東根市大字長瀬●●●● ●●●●。利用目的：畑として利用、移転時期：令和5年7月25日、対価、総額：10,000円、支払い方法：現金、支払期限：令和5年8月16日、引き渡し時期：令和5年8月17日、買人の耕作面積は275aであります。

以下、受付番号44番の1申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表（所有権移転）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。15頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、賃貸借権設定です。

受付番号 210 番 土地の所在：大字東根元東根字日塔●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：761 m<sup>2</sup>。貸人住所氏名：東根市本丸東●●●● ●●●●。借人住所氏名：東根市神町西三丁目●●●● ●●●●。種類：賃貸借権設定、利用目的：樹園地として利用、始期：令和 5 年 7 月 25 日、終期：令和 10 年 7 月 24 日、賃借料：10 a あたり 15,769 円、5 年新規、借人の耕作面積は 198 a であります。

農用地利用集積計画総括表（賃貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

以上で、報告案件 2 件と、議案 4 件の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

**【議長】**

次に日程第 10、農地あっせん委員会の報告を農地あっせん委員会委員長より求めます。  
3 番、門脇功農地あっせん委員会委員長。

**【3 番門脇功農地あっせん委員会委員長】**

はい、3 番門脇です。農地あっせん委員会会議結果報告。

農地あっせん委員会を 7 月 18 日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、農地法第 3 条による所有権移転の許可申請 1 件の取り扱いについてであります。

農地の権利移動の許可申請案件については、去る 7 月 14 日実施の、事務局による現地調査、さらに、提案された関係地区の、農地あっせん委員による現地調査結果をもとに慎重に審査を行いました。

このたびの、所有権移転の許可申請についてですが、受付番号 61 番の申請事由は、空き家に付随となります。

このたびの案件につきましては、空き家に付随する一反歩未満の農地を取得するものであり、下限面積の要件は廃止されていること、定住を促進するための運用であることを考慮し、許可することについては、やむを得ないとの意見の一致をみております。

以上が、農地あっせん委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしくお願ひいたします。

**【議長】**

次に、日程第 11、農地転用委員会の報告を農地転用委員会委員長より求めます。  
1 番、大江正好農地転用委員会委員長。

**【1 番大江正好農地転用委員会委員長】**

はい、1番大江です。農地転用委員会会議結果報告。

農地転用委員会を7月18日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、農地法第4条による許可申請1件、農地法第5条による許可申請7件についてであります。

転用許可申請関係案件については、去る7月14日実施の当番委員、及び事務局による現地調査をもとに審査を行いました。

はじめに、農地法第4条についての農地区分、及び、立地基準の判断であります、受付番号4番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第三種農地となりますが、一般住宅を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第2の1の(1)のエの(ア) b (c)」に該当次に、農地法第5条についての農地区分、及び、立地基準の判断であります、受付番号41番、42番、43番及び45番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第三種農地となりますが、受付番号41番、及び、42番は一般住宅、受付番号43番は長屋住宅、受付番号45番は宅地分譲を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第二の一の(一)のエの(ア) b (c)」に該当受付番号44番については、水管、下水道管が埋設されている道路の沿道区域でかつ、申請地から概ね500m以内に2つ以上の医療施設があることから第三種農地となりますが、建築条件付き売買予定地を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第2の1の(1)のエの(ア) a (a)」に該当受付番号46番については、第一種及び第三種農地のいずれの要件にも該当しないため、第二種農地となりますが、建築所権付き売買予定地を整備するものであります。

農地区分(第二種農地)「第2の1の(1)のカの(ア)」に該当

立地基準(第二種農地)「第2の1の(1)のカの(イ)」に該当

受付番号47番については、宅地化が見込まれる区域内にある農地の区域で、さくらんぼ東根駅を中心とする半径500mから最大1kmまでの区域内宅地率が、40%となる区域内にある農地であることから、第二種農地となりますが、資材置き場、駐車場を整備するものであります。

農地区分(第二種農地)「第2の1の(1)のオの(ア) a (b)」に該当

立地基準(第二種農地)「第2の1の(1)のオの(イ)」に該当

以上を踏まえ、許可基準に留意し、各申請内容を検討した結果、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

以上が、農地転用委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしく願いいたします。

**【議長】**

以上で議案の説明と農地あっせん委員会、及び、農地転用委員会の報告を終わります。

これより、質疑を行います。何かご質問ありませんか。

質疑もないようですから終結いたします。

次に、日程第 12、地区委員会の開会及び報告についてであります。お諮りいたします。

ただいまから、15 分の時間内で地区ごとに議案を審議していただき、その結果について報告を願うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、これから速やかに地区委員会の開会をお願いいたします。

それでは 15 分をめぐりに、地区委員会の開会をお願いいたします。ここで、暫時休憩いたします。

(地区委員会及び休憩)

**【議長】**

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。これより地区委員会の審議の結果の報告を求めます。最初に、東根・神町地区委員会の報告をお願いします。

**【9 番 仲野孝蔵委員】**

9 番仲野です。東根・神町地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第 36 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 37 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 38 号については、樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしく願いいたします。

**【議長】**

次に、東郷・高崎地区委員会の報告をお願いします。



**【17番 岡田和敏委員】**

17番岡田です。東郷・高崎地区では、審議する議案が無かったことを報告致します。

**【議長】**

次に、大富・小田島・長瀬地区委員会の報告をお願いいたします。

**【2番 本田勝彦委員】**

2番本田です。大富、小田島、長瀬地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第35号については、空き家に付随するもので、農地あっせん委員会の報告と同様、下限面積の廃止、定住の促進を進める事を鑑みて、許可することについてはやむを得ないとの意見の一致をみました。

議第37号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第38号については、畑として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしくをお願いいたします。

**【議長】**

これをもちまして、各地区委員会の審議の結果の報告を終わります。

これより採決に入ります。

報第10号農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について、及び、報第11号農地の転用の例外確認申請については、報告事項でありますのでご了承願います。

それでは、議第35号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議第36号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議第37号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議第38号、農用地利用集積計画について、以上4案件について一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議第35号から議第38号について、農地あっせん委員会、農地転用委員会、及び地区委員会の審議のとおり、許可すること、許可相当との意見を付すること、及び、決定することに賛成の方の挙手を求めます

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第 35 号から議第 38 号については、許可すること、許可相当との意見を付すること、及び、決定することに決しました。

以上で、日程の全部を終了いたします。

これをもちまして、令和 5 年第 7 回東根市農業委員会定例総会を閉会いたします。  
ご苦勞様でした。

午前 10 時 35 分 閉会

上記議事の顛末を記載しこれに相違ないことを証しとするためここに署名する。

東根市農業委員会定例総会

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員